

# むかわ町地域材利用推進方針

〔平成24年 3月30日制定〕

〔令和 5年11月20日改正〕

〔令和 7年 4月 1日改正〕

むかわ町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項に基づき定められた北海道地域材利用推進方針（以下「道推進方針」という。）に即し、むかわ町木づかい木くばり木そだて条例第10条第1項及び法第12条第1項に基づき、むかわ町内又は北海道内の森林から産出され、むかわ町内又は道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進に関する方針を定めるものである。

## 第1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

### 1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

本町の森林は総面積の79%を占めており、林業・木材産業の基盤となっていると同時に、災害防止や水資源確保、生活環境や農地、河口沿岸の漁場保全などに重要な役割を果たしている。

このような現状において地域材の需要を拡大することは、森林づくりに伴う間伐材や主伐材等の収益が、造林から保育、間伐、主伐までの森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、林業・木材産業の成長産業化や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない、「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、SDGsの達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

むかわ町は、ゼロカーボンシティを宣言した。防災対策先導のまちとして、未来に向けた創造的復興・創生を目指し、省エネルギーの実践、地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入、豊かな森林づくりによる二酸化炭素の吸収源対策など、積極的な脱炭素対策を図る必要がある。

さらに、令和3年の法改正において、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現のほか、地域の経済の活性化に向け、住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物（以下、民間建築物という。）も木造化・木質化などを一層進めることとされており、建築物をはじめ工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様

な分野で地域材の利用を拡大することが必要である。

## 2 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物等における木材の利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、町、事業者、町民は以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

### (1) 地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

#### ① 町による取組

町は、自ら率先してその整備・施工する建築物等における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく建築物等における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、これを明らかにするとともに、地域材の利用の促進に向けた課題について分析を行う。

また、建築物における地域材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知に取り組むものとする。

#### ② 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業事業者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における地域材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業事業者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

#### ③ 町民による取組

町民は、法第7条の規定を踏まえ、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (2) 関係者相互の連携及び協力

町、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は（1）の各主体の取組の実施に当たり、本推進方針に基づき、法第8条を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### **(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立**

建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

### **(4) 町民の理解の醸成**

町は、建築物等における地域材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における地域材の利用の意義について、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## **第2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項**

### **1 住宅における地域材の利用の促進**

町は、法第14条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅における地域材の利用を促進するものとする。

### **2 建築物木材利用促進協定制度の活用**

#### **(1) 建築物木材利用促進協定の周知**

町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

#### **(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準**

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針、本推進方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

### **(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進**

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

## **3 公共建築物における地域材の利用の促進**

### **(1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物**

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### **① 町が整備する公共建築物**

町民や一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、町職員住宅等が含まれる。

#### **② 町以外の者が整備する①に準ずる建築物**

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館等）、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

### **(2) 公共建築物における地域材の利用の促進のための背策の具体的方向**

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

#### **① 建築材料としての地域材の利用の促進**

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の3（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

#### **② 建築材料以外の木製品導入の促進**

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

### ③ 木質バイオマスの利用の促進

木質ペレットや木質系断熱材など森林バイオマス製品及びエネルギーの利用を促進するとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

### (3) 積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成22年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第2の3(1)の地域材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

## 第3 町が整備・施工する公共建築物における地域材の利用の推進

町立施設の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

### 1 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物のうち、第2の3(3)の積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、コストや技術の面で困難であるものを除き、原則として木造化を図るものとする。

### 2 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化に努めるものとする。

### 3 木製家具等の導入の推進

町が整備する公共建築物において導入する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

### 4 グリーン購入の推進

町が整備する公共建築物において導入する地域材製品については、北海道が定める(「北海道グリーン購入基本方針(平成13年8月6日施行)」に基づき毎年度定める「環境物品等調達方針」(以下「環境物品等調達方針」という。))「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たす製品の購入に努めるものとする。

## 5 木質バイオマスの利用の推進

町が整備する公共建築物において導入する暖房器具やボイラーについては、木質ペレットを燃料とするものの導入に努めるものとする。

## 6 公共土木工事における地域材利用の推進

町は、その実施する公共土木工事のうち、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、原則として地域材の利用を図るものとする。また、新たな技術の活用や資材の転換により地域材の利用が見込める工種・工法について、積極的に試験施工に取り組むものとする。

# 第4 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

## 1 地域材の安定的な供給の確保

建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者、その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給を図るものとする。

また、建築物等の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

## 2 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

町は、道や試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

# 第5 建築物以外での地域材の利用の促進

町は、工作物等での地域材の率直的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、工作物等の地域材利用を促進するものとする。

## 1 農業及び漁業用施設での地域材の利用促進

農業及び漁業は、本町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等が多いことから、農業及び漁業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

## 2 木質バイオマスの利用促進

町は、木質バイオマスの利用を推進するとともに、町民への利用の意義の普及啓発や利用施設の整備への支援、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め木質

ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

## **第6 その他必要事項**

### **1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項**

公共建築物等の整備に当たっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

### **2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等**

#### **(1) 地域材の利用の推進体制**

町は、地域材の利用促進を効果的に図っていくため、関係部局等で組織する連絡会議を設置するなど、体制の整備に努めるものとする。

#### **(2) 地域材の利用状況に関する調査・分析**

町は、地域材の利用状況を調査するとともに、地域材の利用の促進に向けた課題を分析し、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。